

# 宝塔寺七面堂と賀茂社本殿の建築

村田 典彦

## 1. はじめに

賀茂別雷神社(上賀茂社)及び賀茂御祖神社(下鴨社)は「賀茂社」と総称され、古代より皇城鎮護の社として尊崇を受けた。中世の動乱期にはいったん荒廃をみたが、江戸前期の寛永期に再興される。以降、それまで別々に執り行われてきた両社の遷宮は同時期に行われるようになり、遷宮ごとに本殿は造替、他の社殿は修復されることよって社頭の景観は保たれた。<sup>(注1)</sup>

現在の上賀茂社本殿・権殿、下鴨社西本殿・東本殿の4棟(以下、賀茂社本殿)は、江戸時代末の文久3年(1863)遷宮時の建立になる。ひとしく三間社流造の形式を示す、ほぼ同規模・同形式の建築で、いずれも国宝に指定されている(図1)。建立年代の比較的新しいこれらの建物が国宝に指定されている理由は、造替時の古式踏襲の制によって流造の建築形式の原形を示すとされるからである。<sup>(注2)</sup>

確かに、賀茂社本殿が備える三間社流造の形式の大要は古制を保っているようであるが、細部形式まで悉く古式が継承されているかについては検討の余地がある。これを考える上で手がかりになるのが、造替時に不要となり他所に移築された旧賀茂社本殿の遺構であると考えられる。しかし旧賀茂社本殿の遺構はこれまで、京都市内及び滋賀県内に3棟が知られ

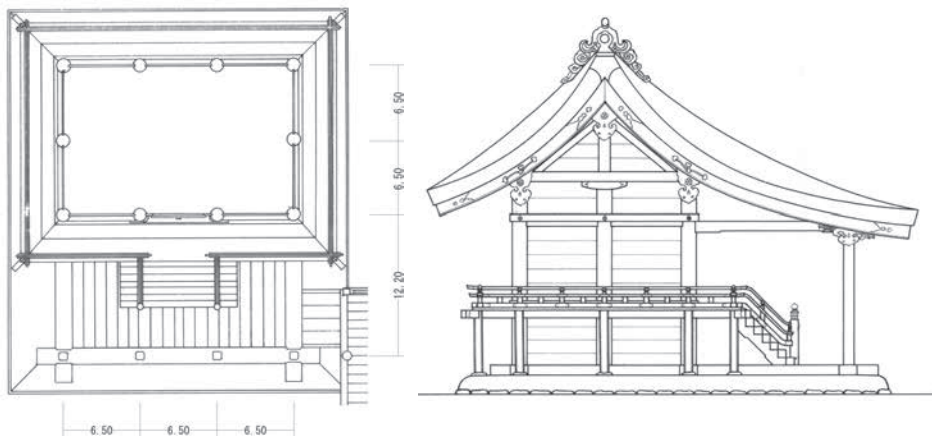


図1 下鴨社西本殿 平面図(左)及び側面立面図(単位：尺、京都府所蔵図面)

ているのみで、それらも個別概説的に紹介されるに留まっていた。<sup>(注3)</sup>

このような状況の中、今回新たに、京都市伏見区に所在する宝塔寺七面堂が旧下鴨社本殿であることが判明した。そこで本稿では、宝塔寺七面堂の来歴を明らかにするとともに、これを機会として現旧の賀茂社本殿遺構を比較し、賀茂社本殿形式の変遷について若干の考察を試みたい。

## 2. 宝塔寺七面堂の建築

### (1) 宝塔寺と七面堂

京都市伏見区深草に所在する宝塔寺は、平安期に創建された極楽寺を前身とする日蓮宗の寺院である。山号を深草山と号し、京都に日蓮宗を弘めた日像の廟所がある寺院として知られている。本堂は慶長13年(1608)の建立で、日蓮宗寺院の本堂としては京都府内で最も古く、室町期の総門、多宝塔とともに重要文化財に指定されている。

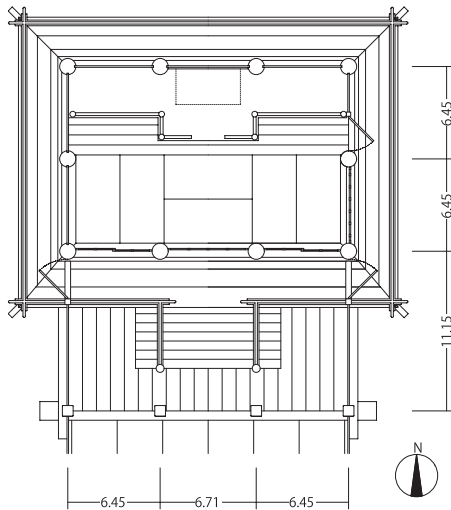


図2 宝塔寺七面堂 平面図(単位:尺)

本堂裏手の七面山山頂に建つ七面堂は、法華経を守護する七面大明神を祀る堂で、近世中期までには七面山信仰の関西地域における拠点として多くの参詣者をみたようである。<sup>(注4)</sup>

### (2) 七面堂の建築形式

七面堂の正面には身舎と同じ間口で拝所が付属し、その一部を庇下にまで取り込むが、七面堂本体は三間社流造の建築である(図2、写真1・2)。南面して建つ。身舎は正面三間・側面二間で、内部は一室とし、周囲には高欄付きの縁をめぐらせる。正面中央間前面に木階7級を設け、庇部分には



写真1 宝塔寺七面堂 外部



写真2 宝塔寺七面堂 内部

浜床を張る。柱は身舎を円柱、庇を角柱とし、いずれも上部に舟肘木を置く。妻は豕叔首。軒は地・飛檐垂木を繁垂木、庇の打越垂木を疎垂木とする。用いられているヒノキ材は節が少なく年輪ムラのない、目がよく詰んだ良材である。<sup>(註5)</sup>

天井形式は折上小組格天井であるが、その上に野天井を設けて二重天井としている。神社本殿においては、本屋根の下に簡易な屋根を設けることによって身舎を万一の雨漏れから防ぐ「二重屋根」の形式がしばしばみられる。しかし、化粧天井の上に野天井を設けて身舎を厳重に守る「二重天井」は稀有な形式で、京都府内では賀茂社本殿ほか数例しか知られない。<sup>(註6)</sup>

### (3) 後世の改造

以上に述べた宝塔寺七面堂の建築形式は現在の賀茂社本殿と同様のものであるが、七面堂にはその他に後世に改造された箇所があり、以下に検討する。

#### 一、柱間装置

七面堂の現在の柱間装置は、正面中央間に嵌殺し網戸、正面両脇間に引違い網戸、東側面北の間に開き戸をそれぞれ建て込み、東側面南の間にガラス窓を設ける他は板壁である。しかし、痕跡から旧状は以下のように推測できる。

正面両隅の柱には内法間に幅40mmの板挟りが通っており、内法長押直下には付鴨居の埋木がある。内法中ほどには板挟りとは別に幅50mm、成180mm内外の埋木が施されている。正面三間とも敷居中央に幅60mmの溝の埋木、長押下端に建具の吊金物、木負に建具の受金物がある。(写真3)

板挟りと付鴨居痕跡からは、正面両脇間はかつて板壁であったことがわかる。建具の吊金物と受金物からは、正面三間ともおそらく半蔀を装置していた時期もあったことがわかる。すなわち、内法中ほどの埋木は半蔀横猿の仕込み穴で、敷居の溝は下蔀の嵌り溝と考えられる。



写真3 正面隅柱  
板挟り・付鴨居・建具吊金物痕跡



写真4 背面柱 内法長押下埋木

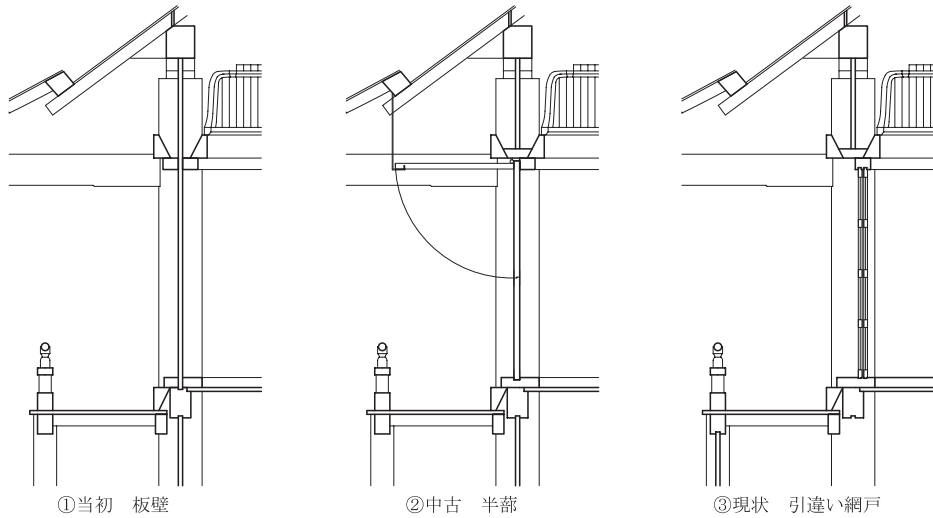


図3 宝塔寺七面堂 正面脇間柱間装置変遷

正面中央の2本の柱は金箔押が施されることから痕跡が観察できない。一方、背面中央の2本の柱に、内法長押直下に成180mm、切目長押直上に成85mmの埋木がある(写真4)。これらをそれぞれ冠木・無目敷居の取付き痕とみなせば、かつてこの2本の柱が正面中央の2本の柱であり、正面中央間は弊軸を構えていたと推測することができる。弊軸構えを撤去し半蒔を装置する際、目立つ箇所に埋木が来るのを避けるために、正面中央2本の柱を背面のものと交換したと考えられる。

東側面北の間の開き戸、南の間のガラス窓は、いずれも柱の板挟りの痕跡から、もと板壁であったことが判明する。

以上、柱間装置について整理すると、当初、正面中央間は弊軸構えでその他はすべて板壁であった。これは現在の賀茂社本殿と同形式を示す。その後、正面中央の2本の柱を背面のものと交換し、正面三間にはすべて半蒔が装置された。さらにのち、半蒔から網戸への変更、東側面に開き戸やガラス窓を装置する等の改造が行われたと推測できる。(図3)

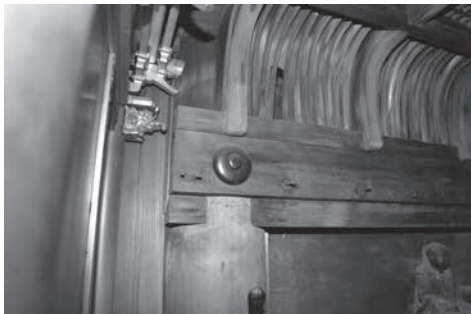


写真5 長押切断状況



写真6 須弥壇床下状況

### 一、厨子及び須弥壇

現在、七面堂の内部は、前方一間は畳敷、後方一間は板敷とし須弥壇を設け、中央に厨子を置く。また須弥壇下を物入れとして使うための開口が背面各間に開けられている。

厨子は背面中央一間分の内法長押・付鴨居・天井の一部を切断して設置しており、後補であることがわかる(写真5)。畳下の床板は帯鋸で製材されたものであり、須弥壇の床板は古みを帯びているが旧目鋸穴があり、根太は新しい(写真6)。このことから、須弥壇は後世に床板を転用して制作されたものと考えられる。かつては、内部はすべて板敷で須弥壇もなく、賀茂社本殿と同形式であったと考えられる。



写真7  
墨書「西本社」

### 一、正面廻りの朱漆塗

建物正面の、中央間庇柱・木階・登高欄・高欄・中央間切目長押・中央間無目敷居・中央間内法長押前面には朱漆塗が、正面中央2本の柱前面には金箔押が施されている。木階の朱漆塗は、記銘から明治43年に施されたことがわかり、<sup>(注7)</sup>その他の箇所もこれと同時期か少し遡る時期に施されたものと思われる。

### 一、その他

側面・背面の床下の羽目板には、通風のための連子窓が各面一箇所開けられている。正面の羽目板は柱通りにあったものが縁束通りにはめ変えられている。

屋根は平成18年に銅板葺からチタン葺にされ、この際獅子口も新調された。

### (4)「西本社」墨書

以上のように、七面堂は後世の改造がみられるものの痕跡から概ね当初の形式に復原することができ、それは賀茂社本殿の形式と同様のものである。そして今回、背面の東脇間腰長押に「西本社」の墨書を確認することができた<sup>(注8)</sup>(写真7)。後述するように、下鴨社の時期から使われていたと見られる獅子口瓦も発見でき、七面堂が旧下鴨社西本殿の遺構であることを確認できた。

## 3. 宝塔寺七面堂の建立とその後の経過

### (1) 建立と宝塔寺への移築

今日、宝塔寺七面堂が旧下鴨社本殿の遺構であるという伝承はなく、今回の調査においても建物の来歴に直接関わる棟札・墨書等は確認できなかった。そこで、残された史料から建立時期とその後の経過について推察する。

七面堂に関係する史料で最も古いものは堂内に安置される神像で、七面大明神倚像の

像背墨書銘に寛文6年(1666)の年号が、その脇に安置される串窓神倚像の台座裏陰刻銘に宝永2年(1705)の年号がある。<sup>(注9)</sup>

正徳元年(1711)の『山州名跡志』では、宝塔寺の項で「七面明神ノ社 在リ二堂ノ後山西面ニ」<sup>(注10)</sup>とある。天明6年(1786)

に作成されたものと考えられている『正徳元年以来普請覚』(寺蔵)では、「七面堂壱箇所但式間三間建直五代以前日雄代

右者正徳二年辰六月九日奉願同月廿七日御赦免被為仰付普請成就仕候」とあり、

七面堂は正徳2年(1712)に建て直されたとしている。享保5年(1720)の『惣門移転願』(寺蔵)には当時の境内配置が描かれ、七面堂は本堂後方で西向きに描かれている(図4)。その後、宝暦5年(1755)には屋根葺き替えの届出が出されている。<sup>(注12)</sup>

以上の事項に、近世における下鴨社の正遷宮年を加えて一覧にしたものが付表1である。<sup>(注13)</sup>

表を見ると、神像の墨書銘や『山州名跡志』の記述から前身堂の存在が首肯されるが、下鴨社での造替後に長い間をおかずして旧本殿が移築されたと考えるならば、現在の七面堂は延宝7年(1679)の遷宮時に建てられた本殿が、正徳2年(1712)の遷宮時に宝塔寺に移されたものと考えることが自然かと思われる。移築後も現賀茂社本殿と同様に檜皮葺屋根であったとすれば、30~40年とされる檜皮葺の耐用年数からみて、宝暦5年(1755)の屋根葺き替えの時期も適当である。

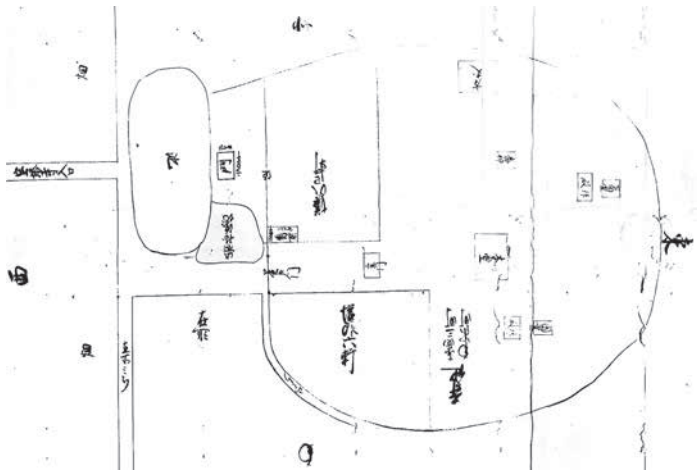


図4 『惣門移転願』(寺蔵、享保5年(1720))

付表1 宝塔寺七面堂関連年表

元号	事項	典拠
寛永6年(1629)	遷宮	
寛文6年(1666)	七面大明神倚像像背墨書銘	
延宝7年(1679)	遷宮	
宝永2年(1705)	串窓神倚像台座裏陰刻銘	
正徳元年(1711)	「七面明神ノ社 在リ二堂ノ後山西面ニ」	山州名跡志
正徳2年(1712)	遷宮	
	七面堂建て直し	正徳元年以来普請覚
享保5年(1720)	本堂後方で西向きに描かれる	惣門移転願
寛保元年(1741)	遷宮	
宝暦5年(1755)	屋根葺替修理	乍恐口上書
安永6年(1777)	遷宮	
享和元年(1801)	遷宮	
天保6年(1835)	遷宮	
文久3年(1863)	遷宮	
明治43年(1910)	木階朱漆塗記銘	
平成18年(2006)	屋根チタン葺に葺き替え	



写真8 西側面南の間 床下羽目板



写真9 墨書  
「うしろわき下はめ」

史料が少なく、なお検討の余地があるが、建立の経過は一応以上のように推察したい。

## (2) 二度目の移築

七面堂の床下羽目板には、ほぼすべてに筆で番付墨書が書かれている。例えば、背面(北面)中央間の最下段の羽目板には「東側中之間下」、西側面南の間最上段の羽目板には「北側西ノ間上より壺」と番付が書かれている(写真8)。この番付から、かつて西を正面として建っていた時期があったことがわかる。また、享保5年(1720)の『惣門移転願』(図4)からも当時は西面していたことがわかる。現在の七面堂は南面しており、下鴨社の境内でも少なくとも中世以降、現在に至るまで本殿は南面している<sup>(注14)</sup>。このことから、下鴨社から宝塔寺に移築されたときには西面して建てられ、その後現在の位置に二度目の移築がされたものと考えられる。前述の正面柱間装置の二度の改変は、二度の移築時にそれぞれされた可能性が高い<sup>(注15)</sup>。西面していた立地は、『惣門移転願』から七面山の中腹か山頂が想定されるが、二度目の移築の時期は不明である。

なお、床下羽目板には筆書きの番付墨書の他に墨指で書いたとみられる番付墨書も散見される。「うしろわき下はめ」といったように書かれており、建立時か、一度目の移築時の番付墨書と思われる(写真9)。



写真10 宝塔寺七面堂 床下保存獅子口瓦及び部分

(3) 獅子口瓦の再用

現在、七面堂の床下に棟装飾の獅子口が3個保存されている。ひとつは「寶」の字を冠した木製(銅板包)のもので、平成18年まで使用されていたものである。のこる二つは対となる獅子口瓦で、正側面に2本の綾筋と紋を付け、上部に経の巻を3つ据え、漆喰仕上げとする(写真10)。正側面の紋と経の巻には花卉紋が銅線で取り付けられているが、痕跡から元はいずれも三葉葵紋であったことがわかる。

近世においては本来はばかれる三葉葵紋の使用であるが、下鴨社では幕府に許可を得ることによってこれが認められていた。<sup>(註16)</sup>現在の下鴨社境内でも多くの社殿に三葉葵紋が掲げられており、七面堂床下の獅子口瓦は下鴨社時代から使われていたものと考えられる。宝塔寺で再利用する際に、三葉葵紋の使用が許されなかったことからこれを削り、花卉紋を取り付けたものと推測される。それが木製獅子口に取り替えられた時期は不明であるが、二度目の移築時かもしれない。

以上のように宝塔寺七面堂は、延宝7年(1679)に建てられた下鴨社の西本殿が、まず正徳2年(1712)に宝塔寺に移築され、そのときは獅子口瓦も再用され西面して建てられた。その後、時期は不明ながら二度目の移築が行われ、現在の位置に立地することになったものと考えられる。

4. 賀茂社本殿形式の変遷

(1) 各遺構の比較

旧賀茂社本殿の遺構は、延宝期下鴨社の宝塔寺七面堂の他に、享和期下鴨社の熊野神社本殿(京都市左京区)、天保期下鴨社の菅大臣神社本殿(京都市下京区)、天保期上賀茂社の吉御子神社本殿(滋賀県湖南市、重文)<sup>(註18)</sup>が既に知られている。これに現賀茂社本殿を加えた各棟について今回、実測調査を行った。この結果を整理したものと細部形式の特徴を一覧

付表2 賀茂社本殿遺構一覧

名称	建立年代	移築年代	旧所在	寸法				梁形状・納まり			高欄	棟装飾	枝外垂木本数	獅子狛犬絵	備考
				桁行中央間柱真々	桁行脇間柱真々	梁行一間柱真々	庇の出	妻梁	繫梁	内法長押欠込					
宝塔寺七面堂	延宝7年(1679)	正徳2年(1712)	下鴨	6.71	6.45	6.45	11.15	虹梁	虹梁	○	正面のみ朱漆	獅子口瓦	4	不明	
熊野神社本殿	享和元年(1801)	天保6年(1835)	下鴨	6.48	6.48	6.41	12.10	直線	虹梁	×	朱漆	獅子口瓦(取替)	5	不明	
菅大臣神社本殿	天保6年(1835)	明治2年(1869)	下鴨	6.50	6.50	6.40	11.71	直線	直線	×	素木	獅子口瓦(取替)	5	不明	
吉御子神社本殿	天保6年(1835)	慶応元年(1865)	上賀茂	6.55	6.45	6.33	11.11	直線	直線	○	素木	木製獅子口	5	×	※
上賀茂神社本殿	文久3年(1863)	—	—	6.50	6.50	6.30	11.13	直線	直線	×	素木	木製獅子口	5	○	※
下鴨神社西本殿	文久3年(1863)	—	—	6.50	6.50	6.40	12.20	直線	直線	×	朱漆	鬼板	5	×	※

※寸法は保存図記載寸法





写真11、12 妻梁形状(左：下鴨社本殿、右：宝塔寺七面堂)



写真13、14 繫梁と内法長押の納まり(左：下鴨社本殿、右：宝塔寺七面堂)

にしたものが付表2である。なお、上賀茂社の本殿・権殿、下鴨社の東西本殿はそれぞれ同規模・同形式であるため各社1棟を挙げた。また、保存図が作製されている現賀茂社本殿2棟及び吉御子神社本殿については保存図記載寸法を掲げている。<sup>(注19)</sup>

これを見ると各遺構に相違点がみられ、以下に比較する。

#### 一、平面寸法と柱割

表を見ると、まず寸法のばらつきが注目される。表中、規模が全く一致する遺構はない。かつて稲垣榮三氏は造替時の古式踏襲の制に関して、「寸尺については、厳格に古式に則るよりはむしろ便宜に従った」と推測した。<sup>(注20)</sup> 遺構寸法のばらつきもこの推測を裏付けているといえる。

次に柱割に着目すると、表の6棟中、現本殿をはじめとする4棟は桁行の中央間と脇間が同寸法、すなわち桁行三間の柱間がすべて等しい。これに対して、宝塔寺七面堂は中央間6.71尺・脇間6.45尺、吉御子神社本殿は中央間6.55尺・脇間6.45尺と、この2棟は中央間を広くとる。

これまで、現本殿の柱間等間の手法は古制を残しているものと考えられていた。<sup>(注21)</sup> しかし、旧本殿遺構の中に中央間を広く取る例が存在することがわかった。

### 一、梁の形状

梁の形状に注目すると、妻梁の上端は多くの遺構が直線形であるが、宝塔寺七面堂のみ虹梁形に曲線を描く(写真11・12)。繫梁の上端は、庇側では、宝塔寺七面堂及び熊野神社本殿が虹梁形にする。一方、身舎側では、いずれの遺構も直線形とするものの、宝塔寺七面堂及び吉御子神社本殿では内法長押下端を欠きこんで繫梁の上端を納めている(写真13・14)。

梁の上端を直線形にして柱あるいは同じ成の桁材と組み合わせる形式は、実直で簡素な手法で古様といえるが、宝塔寺七面堂等にみられる虹梁形の梁や、繫梁と内法長押との取り合いは、幾分装飾的で複雑な手法といえる。

### 一、垂木の割付け

繁垂木の割付けは、宝塔寺七面堂以外の遺構では各柱間に8枝、左右の傍軒に枝外垂木5枝を等間に割付け、整備された感がある<sup>(注22)</sup>。これに対して宝塔寺七面堂では、各柱間に8枝配るのは他の遺構と同様であるが、傍軒の枝外垂木は1枝少ない4枝とし、枝外垂木の垂木間を平の垂木間より広くとっている(写真15、図5)。

かつて谷重雄氏は、上賀茂社が所蔵する

『乾元二年癸卯度御造営宝殿寸法書』及び『嘉元三年御遷宮日記』から、嘉元3年(1305)造営の上賀茂社本殿の復原を行った<sup>(注23)</sup>。これによって嘉元期本殿は、「庇の出が当時はかなり少なかった」、「軸部廻りの木割は相当大であった」、「母舎と庇の破風はつながってはいるが下端にのみ刻み目」があった等のことと共に、「枝外垂木が左右一本宛少なかった」ことが指摘された。

谷氏は、枝外垂木数を現本殿より減じて復原することに「妻桁の出が少なくても恰好がよ



写真15 宝塔寺七面堂 枝外垂木割付け状況

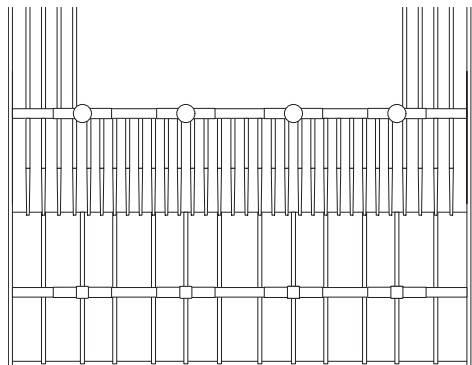
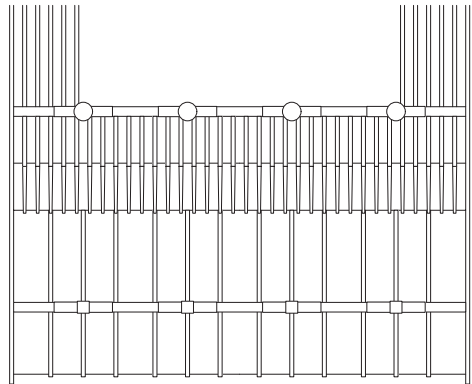


図5 垂木割付け図

(上：下鴨社本殿、下：宝塔寺七面堂)

くないが」と若干のためらいも示したが、史料中の裏板と垂木木口金具の数から、枝外垂木を4枝とするのが妥当とした。

延宝期の宝塔寺七面堂も枝外垂木は4枝である。そして注目すべきは、枝外垂木の垂木間を広くとることによって傍軒の出が確保されており、



写真16 上賀茂社本殿 正面(修理工事中写真)

「妻桁の出が少ない」という谷氏の懸念に及んでいないことである。これが示唆するのは、嘉元期本殿も七面堂と同様に枝外垂木間を広くとっていたことである。

現存最古の神社本殿建築である宇治上神社本殿(宇治市、国宝、平安後期)の内殿3棟は、いずれも流造形式を示し、枝外垂木の垂木間を平より広くとっている<sup>(注24)</sup>。かつての賀茂社本殿が同様に枝外垂木の垂木間を広くとっていたとしても怪しむに足りず、宝塔寺七面堂の垂木割の手法は嘉元期まで遡る可能性がある。

#### 一、その他(高欄の朱漆塗、棟装飾、獅子・狛犬の絵)

高欄は、現下鴨社は朱漆塗が施されるのに対して、現上賀茂社は素木である。旧本殿の遺構では、旧下鴨社の熊野神社本殿は朱漆塗が施されるが、旧下鴨社でも菅大臣神社本殿は素木で、宝塔寺七面堂は正面以外は素木である。旧上賀茂社の吉御子神社本殿は素木である。しかし縁廻りは修理されることが多いことから、旧本殿の高欄の旧状に対してはなお検討の余地がある。

棟装飾は、現下鴨社が鬼板なのに対し、現上賀茂社は木製獅子口で、旧上賀茂社の吉御子神社本殿も木製獅子口である。宝塔寺七面堂は前述のように獅子口瓦であった。熊野神社本殿及び菅大臣神社本殿は獅子口瓦であるが、これは移築時に取り替えられたものとみられ、当初形式は不明である。

現在の上賀茂社の正面両脇間の壁板には獅子・狛犬の絵が描かれるが、下鴨社では描かれない(写真16)。旧上賀茂社の吉御子神社本殿では絵がなく、興味深い。その他の旧本殿遺構では、正面両脇間は建具に改変されていることから旧状は判明しない。

#### (2) 近世期における様式復古

以上のように現旧の賀茂社本殿遺構を比較すると、その建築形式において少なからず相違点が見出された。とりわけ延宝期の宝塔寺七面堂が備える柱割・梁形状・垂木割の手法

は、文久期の現本殿の古様で整備された感を際立たせている。そしてここに、建築形式復古の動向をみてとることができる。

近世期の神道における復古的潮流は、例えば伊勢神宮や出雲大社、吉備津神社といった有力神社の建築様式にも波及したことが知られており、これらの神社では復元考証の末に本殿が造替されたり改造されたりした<sup>(注25)</sup>。流造形式の原形を示すとされてきた賀茂社の現本殿においても、その内の簡素な梁形状や整然とした柱割・垂木割の形式は、近世の造替のなかで古様な形態が志向された結果とみることができる。

なお、天保期下鴨社の菅大臣神社本殿や、その一代前の享和期下鴨社の熊野神社本殿が既に備えている柱間等間や簡素な納まりの手法を、天保期上賀茂社の吉御子神社本殿が未だ備えていないことからすると、建築形式の復古は下鴨社が上賀茂社に先行した可能性がある。

## 5. おわりに

本稿においては、宝塔寺七面堂が旧賀茂社本殿の遺構と新たに判明したことの意義とその複雑な来歴に鑑み、この検討に重きをおいた。賀茂社本殿形式の変遷については、近世期に復古的現象があったことを指摘したが、最後に可能性として言及した賀茂両社における事情の相違をはじめ、多くの課題を残した。

既往研究によって指摘されている賀茂社での造営体制の変遷や賀茂社関係の木割書・指図<sup>(注26)</sup>と、遺構との関連は極めて重要な問題であるが、本稿では触れられなかった。また、賀茂社本殿4棟は近世において8回の造替が行われており、宝塔寺七面堂のように未だ知られていない旧本殿の遺構が存在する蓋然性は高く、さらなる遺構の発見も重要事である<sup>(注27)</sup>。



写真17 宝塔寺七面堂 参道

一方で、旧本殿が所在する寺社と賀茂両社との強い結びつきを示す史料は管見のところ見当たらず、移築経緯の解明も求められる。これらは今後の課題としたい。

国宝に指定されている現在の本殿に比べると、これまで半ば等閑視されてきた旧賀茂社本殿の遺構であるが、今回、賀茂社本殿形式の変遷について重要な示唆を与えてくれた。折しも本年度、賀茂両社では式年遷宮が挙行され、両社への関心は深まっている。これを契機として、かつての遷宮によって移築された旧本殿の建築にも目を向けたい。それらもまた、場所を変えて賀茂社や神社建築の歴史を今に伝えているのである。

(むらた・のりひこ = 京都府教育庁指導部文化財保護課)

注1 稲垣榮三『日本建築史基礎資料集成二 社殿Ⅱ』中央公論美術出版 1972

注2 文化庁監修『国宝・重要文化財大全11建造物上巻』毎日新聞社 1998

注3 京都府教育委員会『京都府の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書』1983、河原伸治「移築された社寺建築」(『古建築の装飾—京都の近世社寺再見—』京都市文化市民局文化部文化財保護課)2004

注4 望月真澄『見延山信仰の形成と伝播』岩田書院 2011

注5 七面堂の身舎柱は、木理から両側面中央の柱を除く8本は芯去材とみられる。庇は、中央の2本は朱漆が施されるため判別できないが、両脇の2本は芯去材である。現在の賀茂社本殿4棟の柱はほとんどが芯持材と思われ、これを比べても良材が使用されていることがわかる。

注6 七面堂の野天井は折上小組格天井の板の割れ目から実見。二重屋根は実見できていない。京都府所蔵図面等によると、京都府内の重要文化財の神社本殿遺構のうち二重屋根の形式をもつものは、賀茂別雷神社本殿・権殿、賀茂御祖神社西本殿・東本殿、八坂神社本殿、松尾大社本殿、伏見稲荷大社本殿、藤森神社境内社大將軍社社殿、藤森神社境内社八幡宮本殿、久世神社本殿、水度神社本殿、石清水八幡宮本殿、雙栗神社本殿、白山神社本殿(木津川市)、春日神社本殿(精華町)、出雲大神宮本殿、大山祇神社本殿があるが、二重天井の形式を持つものは、賀茂別雷神社本殿・権殿、賀茂御祖神社西本殿・東本殿、松尾大社本殿、出雲大神宮本殿□□しか知られない。

注7 「本殿階段本朱塗成就維時明治四十三年七月当山四十四世上轟院日震代」

注8 「西本社北のかわ」

注9 望月真澄氏の調査による。

注10 「山州名跡志卷之十二」(『新修京都叢書第二十二卷』臨川書店)1969

注11 文書作成時の年号はなく、「餘他ノ文書ヨリ推シ天明六丙午ト認定ス 四十六世日賢」と追記されている。46世日賢は仏教学者の本田義英氏(1888~1953)。

注12 『乍恐口上書』(寺蔵、宝暦5年(1755))「当山七面神社大破ニ付屋根如元之葺替仕度奉願候事」。

注13 七面堂に関してはその他、近代の史料において、『寺院明細帳』(明治19年)では「創立元禄十六年九月」、『草山宝塔寺志』(寺蔵、明治34年)では「創建年度延宝二年本堂南脇ノ地 再

建年度元禄七年山上西向移建 改造年度天明五年山上南向新築」とするが、いずれも典拠が不明のためここでは除外した。

注14 前掲注1

注15 筆書きの番付墨書は格子窓の框にも書かれており、二度目の移築時には既に格子窓があったことがわかる。

注16 賀茂御祖神社京條寛樹氏の御教示による。

注17 現在の下鴨社境内社殿で三葉葵紋が見られるものは以下。東西本殿鬼板及び箱棟、楼門鬼板及び箱棟、西唐門獅子口瓦、井上社須屋獅子口瓦、幣殿臺股、摂社河合神社本殿鬼板及び箱棟、摂社河合神社幣殿獅子口瓦、摂社河合神社御料屋獅子口瓦、摂社河合神社中門獅子口瓦。

注18 前掲注3

注19 現賀茂社本殿2棟は京都府所蔵図面、吉御子神社本殿は『国宝・重要文化財(建造物)実測図集(滋賀県その5)』(文化財保護委員会 1968)を参照。

注20 前掲注1。上賀茂社が所蔵する『寛永造営遷宮記』を基に推測されている。

注21 櫻井敏雄「賀茂社の建築」(『日本の古社賀茂社 上賀茂神社・下鴨神社』淡交社)2004

注22 目視による。吉御子神社の枝外垂木は脇間の垂木間と等間に割付けていると思われる。

注23 谷重雄「上賀茂神社嘉元造替の本殿」(『建築史第二巻第四号』建築史研究会編 吉川弘文館)1940

注24 京都府所蔵図面による。

注25 加藤悠希『近世・近代の歴史意識と建築』中央公論美術出版 2015、三浦正幸『神社の本殿建築にみる神の空間』吉川弘文館 2013

注26 谷直樹、植松清志、大上直樹「近世における上賀茂神社の造営と大工について」日本建築学会近畿支部研究報告集 2006、伏見唯「林家木割書について(2)嘉元期の賀茂別雷神社本殿と木割「賀茂様之三間社」の比較」日本建築学会関東支部研究報告集 2007 等。

注27 なお、下鴨社本殿の旧部材が文久3年(1863)建立の下鴨社摂社河合神社本殿の小屋材と床下材に一部転用されていることが判明している(建築研究協会編『賀茂御祖神社無指定建造物調査報告書』賀茂御祖神社 2008)。また、滋賀県彦根市に所在する河瀬神社の本殿は三間社流造で、確証はないが元治元年(1864年)に上賀茂社本殿を移築したものと伝承がある(大上直樹氏の御教示による)。

謝辞 本稿を執筆するにあたって、宗教法人宝塔寺、宗教法人熊野神社、宗教法人菅大臣神社、宗教法人吉御子神社、宗教法人賀茂別雷神社、宗教法人賀茂御祖神社の方々に、実測調査・写真撮影・図版の掲載等に係る格別のご配慮を賜りました。末筆ながら、記して感謝いたします。